

那須塩原クリーンセンター長期包括運營業務に関する基本協定書（案）

那須塩原クリーンセンター長期包括運營業務（以下「本事業」という。）に関して、発注者としての那須塩原市（以下「市」という。）は、【 】（以下「落札者」という。）との間で、次のとおり基本協定書（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し【 】を落札者として決定したことを確認し、市が、落札者との間で締結する那須塩原クリーンセンター（以下「本件施設」という。）の運転、備品・用役の調達、保守管理及び修繕工事等（以下「長期包括運營業務」という。）に係る事項並びにこれらに付随し関連する事項に関する事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に関し、市及び落札者の双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

（入札説明書等の内容の尊重）

第2条 落札者は、事業契約締結のための協議においては、本事業の総合評価落札方式一般競争入札手続に係る市の入札説明書等の内容を尊重する。

（事業契約の締結）

第3条 市及び落札者は、平成29年9月 日までに、事業契約を締結する。

2 前項の規定にかかわらず、事業契約の締結前に、落札者に、本基本協定第6条第1項各号のいずれかの事由が生じた場合は、市は事業契約を締結しないことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、事業契約の締結前に、落札者が、入札説明書において提示された落札者の要件の全部又は一部を喪失した場合には、市は、事業契約を締結しないことができる。

4 市及び落札者は、事業契約締結後も、本事業の遂行のため互いに協力しなければならない。

（準備行為）

第4条 落札者は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で落札者に対して協力するものとする。

（事業契約の不成立）

第5条 事由の如何を問わず、市と落札者との間で事業契約の締結に至らなかった場合、市及び落札者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に基づき落札者と事業契約の締結に至らなかった

場合又は落札者が正当な理由なく事業契約を締結しない場合には、落札者は、違約金として事業契約に定める契約金額の10分の1を、市が指定する期日までに市に支払わなければならない。

(談合その他の不正行為に係る損害賠償)

第6条 事業契約締結後において、本事業の入札又は本事業に関し、落札者に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、事業契約が解除されるか否かにかかわらず、落札者は、賠償金として、事業契約に定める委託料総額の10分の2に相当する額に当該事由の発生した日から当該賠償金の支払いの日まで年5パーセントの割合による利息を付して、市が指定する期日までに市に支払わなければならない。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第8条各号又は第19条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行った場合、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った場合

(2) 独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号若しくは同第2号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合

(3) 納付命令又は排除措置命令により、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号若しくは同第2号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものである場合

(4) 落札者又は落札者の代表者、役員等(会社法(平成17年法律第86号)423条第1項にいう役員等をいう。以下同じ。)若しくは使用人について、独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定した場合

(5) 落札者の代表者、役員等又は使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、かつ当該役員又は使用人について刑が確定(執行猶予の場合を含む。)した場合

2 前項の規定は、事業契約による履行が完了した後においても適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、市は、その超過分につき、落札者に対して損害賠償を請求することができ、落札者は、これを支払う義務を負う。

(有効期間)

第7条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から事業契約終了の日までとする。ただし、その性質上本基本協定の終了後も効力を有することが明らかな規定については、本基本協定が有効期間の満了又は解除により終了した場合であっても、将来にわたり効力を有する。

(秘密保持)

第8条 市及び落札者は、本基本協定に関する事項について知り得た情報につき、相手方の同意なくこれを第三者に開示しないこと及び本基本協定履行の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合及び市が法令等に基づき開示する場合はこの限りでない。

(準拠法)

第9条 本基本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(合意管轄)

第10条 本基本協定に起因する紛争に関しては、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第11条 本基本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、市及び落札者が誠実に協議してこれを解決する。

(以下余白)

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、市及び落札者が各1通を保有する。

平成29年7月 日

発注者 那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市
那須塩原市長 君島 寛

落札者